

第1回検討会における議論の整理及び本日の検討事項

1. 文化庁提案の3点の措置について

本年2月時点の文化庁当初案に、少なくとも下記の3点の措置を追加的に講ずることについては、大きな異論はなかった。

- (1) 改正案の附則に、普及啓発・教育等や運用上の配慮、施行状況のフォローアップについての規定を追加する。
- (2) 写り込みに関する権利制限規定（第30条の2）を拡充することで、スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことを適法にする。
- (3) 「軽微なもの」を違法化対象から除外することで、数十ページで構成される漫画の1コマなど、一部分だけの軽微なダウンロードを適法にする。

【本日の検討事項】

これらの措置を講ずる方針について御了承いただいた上で、それぞれの条文イメージ（9～12ページ）を御確認いただきたい。

2. 要件追加等の提案について

パブリックコメントにおいて追加的に講ずべきものとして提案のあったその他の措置については、以下のとおり、（ア）採用が適切との認識が概ね共有されたもの、（イ）採用は不適切との意見が多かったもの、（ウ）大きな意見の相違があったものに分かれた。

【本日の検討事項】

- ・（ア）の措置について、採用することで良いかを御確認いただいた上で、その条文イメージ（13ページ）を御確認いただきたい。
- ・（イ）及び（ウ）の各措置について、更なる御議論をお願いしたい。

<（ア）採用が適切との認識が概ね共有されたもの>

- (1) 二次創作作品・パロディなどのダウンロードを対象から除外（民事）

(※)「原作のまま」については多様な解釈あり得るため、当初案の刑事罰の要件と同様、「第二十八条に規定する権利を除く」という規定とする方が適切との意見があった。

< (イ) 採用は不適切との意見が多かったもの >

(4) 「海賊版サイト」などからのダウンロードに限定（民事・刑事）

（主な御意見）

- ・ SNSからのダウンロードも大量に行われているため、不適切。フェイスブックについては、集英社だけで月に1.4万件の削除要請を行っている。
- ・ SNSでの海賊版の流通が無視できない中でこの限定には無理がある。また「海賊版サイト」の定義も複雑化する。
- ・ そもそも違法にアップロードされたと知りながらダウンロードを行う場合が対象となっており、このような限定を行う必要がない。
- ・ 明らかに海賊版対策の実効性が失われるため、不適切。
- ・ 海賊版サイトからのダウンロードに限定すると国民の理解はかなり深まると思うので、ぜひこの要件を入れた方がよい。リーチサイト対策と対になる形でダウンロードの要件を設定するとよい。

(5) 不当に利益を上げている場合に限定（民事・刑事）

(11) 不当に利益を上げている場合に限定（刑事）

（主な御意見）

- ・ 私的使用の場合にこの要件を満たすことは考えづらく、不適切。
- ・ 明らかに海賊版対策の実効性が失われるため、不適切。

(6) 有償で提供・提示される著作物に限定（民事）

（主な御意見）

- ・ 広告モデルのものが保護対象から外れてしまうため、不適切。
- ・ 無償のビジネスモデルも発達しており、有償著作物に限定することの弊害は従来よりも大きくなっている。
- ・ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」という要件を追加すれば、その解釈によってある程度の対応ができる。
- ・ 現行の「有償」の定義のまま適用するのは不適切だが、広告モデルも含まれるようにした上で民事にも要件付加していくことは検討に値する。

(※) 文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)においては、「有償」の定義を営利性等に変更することについては、録音・録画の部分も含めて、今回の対象範囲拡大とは切り離して、今後の課題として検討を行っていくことが適当とされている。

また、パブリックコメントでは、権利者団体から、創作に多大な労力が費やされている著作物の価値は、その外形的な有償性によって決まるものではない、といった意見が示されている点にも留意が必要である。

(7) 反復・継続してダウンロードを行う場合に限定(民事)

(主な御意見)

- ・ 刑事については既に反復・継続に限定されており、それで十分。民事まで広げるのは反対。

(8) 「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」場合に限定(刑事)

(主な御意見)

- ・ 私的使用の場合にこの要件を満たすことは考えづらく、不適切。
- ・ 民事・刑事共通で「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」という要件を入れるのであれば、この要件は不要になる。

(12) 刑事罰自体を科さないこととする(まずは、民事措置のみを行う)

(主な御意見)

- ・ 既に有償著作物への限定、反復・継続して行う場合への限定がなされている中で、更に軽微なものや二次創作を除き、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」という要件を入れるのであれば、かなりの絞りがかかっているため、刑事罰を科すことには賛成する。
- ・ 刑事罰を科さないというのにはあり得ない。不安だという声は分かるが、民事ではペイせず訴訟は期待できないので、刑事罰がなければ抑止力はなくなり法改正が無意味になる。一般の著作権侵害罪も刑事罰の対象となっているが、特段問題は起きておらず心配には及ばない。
- ・ 悪質な事業者に加担して反復・継続的にダウンロードを行うのは問題。刑事罰と聞くと恐れはあるが、全体のバランスを考えて本来の目的を達するために(刑事罰の対象範囲について)精緻な検討が必要。

- ・ 刑事罰を科さないことにしても、その後が付くことが懸念されるので、要件はしっかりと限定しないと安心できない。

< (ウ) 大きな意見の相違があったもの >

※ 下記の措置については、特に、海賊版対策としての実効性に与える（マイナスの）影響と、国民の正当な情報収集等に与える（プラスの）影響の両面を、可能な限り具体的に明らかにしつつ、採用の可否について検討をお願いしたい。

(2) 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定（民事・刑事）

(主な御意見)

- ・ 現行法にも既に例がある要件であり、検討しても良いと思う。
- ・ 漠然としている要件だが、萎縮を懸念する声が多いため導入しても良いと思う。書き方としては、「著作権者の利益を不当に害しない場合を除く」とすることもあり得る。
- ・ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定すると、権利者が立証する必要がある（権利行使が困難となる）ので問題。
- ・ かえって国民にも分かりにくい規定になるし、具体的な内容も同床異夢になり、居直り侵害を招く。裁判所に行かないと内容が分からないような明確性に欠ける規定は不適切。
- ・ 海賊版対策の実効性が低下するため、反対。
- ・ コンテンツホルダー・権利者の意見を重視しつつ考えていく必要。

(※) 以下の規定は、仮にこの要件を追加することとした場合の第 30 条第 1 項第 4 号のイメージ（第 119 条第 3 項第 2 号についても同様の要件を追加することとなる）

著作権（第二十八条に規定する権利を除く。）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（特定侵害録音録画を除く。）（その著作物のうちその複製に供される部分の占める割合、その複製に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（・・・に照らし著作権者の利益を不当に害しない場合を除く。）

- (3) 著作物の全部又は相当部分を（丸ごと）ダウンロードする場合に限定（民事・刑事）
(9) 著作物の全部又は相当部分を（丸ごと）ダウンロードする場合に限定（刑事）

（主な御意見）

- ・ 検討しても良いと思う。
- ・ 「丸ごと」については定義が難しい。軽微性の要件を入れて、二次創作を除き、さらに「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定するのであれば、この要件は不要となる。
- ・ 海賊版対策の実効性が低下するため、反対。
- ・ コンテンツホルダー・権利者の意見を重視しつつ考えていく必要。

- (10) 警察等が違反者に対して事前に警告を行うことを要件化（刑事）

（主な御意見）

- ・ 法制度として現実的ではない。
- ・ 行政法では直罰でなく行政命令を前置する例もあり、それほど非現実的ではない。

（※）著作権法は、いわゆる行政法（規制法）ではないことに留意が必要。なお、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、当該規制を所管する行政機関として警察本部長等が禁止命令に先立って警告を行う仕組みが採用されていたが、警告を前置する仕組みは改正されている（同法律は、罰則の適用に先立ち警告を行うものではない）。

3. その他の論点について

- (ア) 対象著作物をマンガ・アニメなどに限定するのは適切ではない（全ての著作物を対象とすべき）という認識が概ね共有された。

（主な御意見）

- ・ マンガ・アニメの被害が多いのは確かだが、少数しか発行しない専門書・学術書の被害はむしろもっと深刻とも言える。国語辞典についての被害も実際あるが、タダで読まれると作り続けられなくなる。対象著作物の範囲を絞ることは反対する。

- ・ 著作物の種類によって限定せず、等しく扱うべき。マンガ以外の分野（コンピュータソフトウェア・論文・新聞等）の被害も無視できない。
- ・ マンガの被害が特にクローズアップされてきた。全ての著作物について同じ形で対象とするのかは議論の余地がある。

(イ) 主観要件については、ユーザーの不安払拭のために重要であり、当初案のまま維持すべきという認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ 主観要件はユーザーの不安を払拭するために入れているもの。これによってユーザーの安心感が得られており、重要なファクターである。

【本日の検討事項】

(ア) 及び (イ) の考え方について問題がないか、改めて御確認の上、方針について御了承いただきたい。

4. リーチサイト対策について

(ア) ①剽窃論文のリンク集など懸念が示された種類のサイトの多くは、「リーチサイト」の定義に該当せず、規制対象とはならないこと、②既に十分に絞り込みが行われており、その他の要件付加は不要であることについて、認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ リーチサイト規制については、全般的によく考えられたもの。
- ・ 「殊更に」という要件でかなり絞られており、リンク対象の著作物の一部分だけを侵害している場合は定義から外れる。こういった点も考慮した上で条文が作られている。「原作のまま」などの要件については全て審議会で議論したが、抜け穴ができてしまうということで採用しないこととなったもの。

(イ) ① リーチサイト運営行為に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更すること（それによって実務上の支障は生じないこと）、② 事前の警告等を要件とすべきでないことについて、認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ リーチサイト運営行為に対する刑事罰が非親告罪として権利者に無断で摘発されるのは気分が良くない。権利者が黙認する場合もあるので、親告罪としても良い。
- ・ リーチサイト運営行為について、理論上は非親告罪にするのが良いと思うが、国民の不安を払拭する必要もあるため、漫画家の意見を尊重する。
- ・ 以前の議論でも非親告罪化については不安が高まった。権利者・創作者は悪質なケースでは告訴をするから問題なく、それ以外のケースで殊更起訴して欲しいとは思っていないケースが多い。国民の理解を得るためには余計な不安を煽る部分は落していく必要。
- ・ TPPの3要件を満たしたものと同様の事例を差別化する必要はないと思うが、懸念があるというのも理解できる。いずれにしても、被害届は必ず出すので実務上はあまり変わらない。
- ・ 親告罪とした場合に誰の告訴があれば良いとするかは整理が必要。
- ・ 警告する窓口がほとんどないのがリーチサイトであり、事前の警告等は実務上できない。
- ・ 漫画村の例もあるが、事前に警告すれば海外などに逃げられてしまう。

(ウ) ① 自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていないプラットフォーム・サービス提供者には基本的に今回の規制が及ぶものではないこと、② その点をあえて条文上規定する必要性は低いことについて、認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ プラットフォーマーは今回の規制対象として想定していない。
- ・ プラットフォーマーには実務上協力的に削除していただいております、規制対象にする必要はない。
- ・ 条文に規定しなくても裁判所で十分適切に対応していただければと思う。
- ・ 行為主体論一般で解決できる話であり、条文化で除外することは不要。

(エ) 投稿型サイト（「・・・主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」）については、「・・・公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」と同様の法益侵害を生じさせる悪質なものを想定しており、一般的な投稿型サイトのようなものに規制が及ぶものではないこと、既に十分な絞り込みがされていることについて、認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ 当初案でかなり絞り込まれている。今回の条文は、2ちゃんねる小学館事件で示された一般法理を条文化したものであり適切な内容である。

(オ) リンク提供者等に係る主観要件について、リンク先が侵害コンテンツであることについて過失がある場合も含めて問題ないという認識が概ね共有された。

(主な御意見)

- ・ 差止請求については、通常であれば過失もいらないところ、あえて過失を入れて絞り込みを行っているものであり、十分に限定されている。
- ・ 過失の場合を含めることに違和感はない。

【本日の検討事項】

(ア)～(オ)の考え方について問題がないか、改めて御確認の上、方針について御了承いただきたい。

上記 1. 及び 2. ①の措置に関する条文イメージ

※法制局審査の過程において修正されることがあり得ることに留意が必要

(1) 附則への規定の追加

(国民に対する啓発等)

第〇条 国及び地方公共団体は、国民が、私的使用（中略）の目的をもって、特定侵害複製（中略）を、特定侵害複製であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

(関係事業者の措置)

第〇条 著作物又は著作権法第百二条第二項に規定する実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

(運用上の配慮)

第〇条 新著作権法第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第〇条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、新著作権法第三十条第一項第四号及び第百十九条第三項の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 写り込みに係る権利制限規定の拡充

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における最終的な報告書のとりまとめ前の段階であり、下記は、あくまで、仮に同小委員会における「中間まとめ」の内容等を踏まえて条文を作成した場合のイメージである。

※下線は改正部分（赤字部分でスクリーンショットなどを含めている）

※現行規定にあった著作物創作要件・分離困難性要件を削除している（代わりに「正当な範囲内において」という要件を設定している）

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随する事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該複製伝達行為が営利を目的とするものであるか否かの別、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物の性質と当該付随対象著作物との関連性の程度その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(3) 「軽微なもの」を違法化対象から除外（判断基準・具体例は、資料2を参照）

※下線は改正部分，赤字部分が追加要件

※音楽・映像については基本的に従前のルールを適用する（網掛け部分）

【民事措置】

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二 （略）

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。次号において同じ。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（その著作物のうちその複製に供される部分の占める割合、その複製に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

3 （略）

【刑事罰】

第一百十九条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（その著作物のうちその複製に供される部分の占める割合、その複製に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者

4 前項第一号に規定する者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

(4) 二次創作作品・パロディなどのダウンロードを対象から除外（民事）

※下線は改正部分，赤字部分が追加要件

※音楽・映像については基本的に従前のルールを適用する（網掛け部分）

【民事措置】

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてい著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二 （略）

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。次号において同じ。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この条において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権（第二十八条に規定する権利を除く。）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（特定侵害録音録画を除く。）（その著作物のうちその複製に供される部分の占める割合、その複製に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

3 （略）

【刑事罰】 ※当初案で既に除外していた（青字部分）

第百十九条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この条において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（有償著作物等特定侵害録音録画を除く。）（その著作物のうちその複製に供される部分の占める割合、その複製に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者

4 前項第一号に規定する者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。